

我が国の国際的地位にふさわしい国際協力に関する施策

1. 障害者に関する国際的な取組

(1) 障害者権利条約

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進すること等を目的とする「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」は、2006年12月、「第61回国際連合（以下本章では「国連」という。）総会本会議」において採択され、2008年5月に発効した。2023年4月13日現在、締約国・地域・機関数は186となっている。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、2007年9月28日、同条約に署名した。その後、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正（2011年8月）等の各種法制度整備を行い、2014年1月20日、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、2014年2月19日に我が国について発効した。

「障害者権利条約」では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」に提出することを定めており（条約第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。

我が国においても、障害者政策委員会における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、2016年6月に障害者権利委員会に初回の政府報告を提出した。2022年8月22日及び23日、国連欧州本部（スイス（ジュネーブ））にて、我が国に対する同条約の第1回政府報告の対面審査が行われた。これを踏まえた障害者権利委員会による総括所見については、9月9日にアドバンス版が公表され、その後、10月7日に確定版が公表されている。（詳細については外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）を参照。）

なお、障害者権利委員会は、条約の締約国から選ばれた18人の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行う等の活動を行う委員会である。

(2) ESCAPアジア太平洋障害者の十年

アジア太平洋地域において障害のある人への認識を高め、域内障害者施策の水準向上を目指すために、「国連障害者の十年」に続くものとして、1992年に我が国と中国が「アジア太平洋障害者の十年」を主唱し、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）総会において決議された。

その最終年となる2002年にESCAP総会において、我が国の主唱により「ESCAPアジア太平洋障害者の十年」が更に10年延長されるとともに、2002年10月に滋賀県大津市で開催された「ESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年（2003-2012年）」の行動計画である「アジア太平洋障害者のための、インクルー

シブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会に向けた行動のためのびわこミレニアム・フレームワーク」(以下本章では「びわこミレニアム・フレームワーク」という。)が採択された。

また、「ESCAP第2次アジア太平洋障害者の十年」の中間年に当たる2007年9月にタイのバンコクで開催された「アジア太平洋障害者の十年の中間評価に関するハイレベル政府間会合」では、「びわこミレニアム・フレームワーク」を補完し、2008年から5年間の実施を促進するための行動指針となる「びわこプラスファイブ」が採択された。

2012年5月にESCAP総会において、我が国の共同提案により「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年(2013-2022年)」決議が採択され、2012年11月には「第2次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」において、「ESCAP第3次アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「仁川(インチョン)戦略」が採択された。「仁川戦略」では、「貧困の削減と労働及び雇用見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等障害者施策に関する10の目標、与えられた期間内に達成すべき27のターゲット及びその進捗状況を確認するための62の指標が設定されている。

2022年10月には、インドネシアのジャカルタで「第3次アジア太平洋障害者の十年最終レビュー・ハイレベル政府間会合」が開催され、「アジア太平洋障害者の十年」を更に10年延長することを決議する「ジャカルタ宣言」が採択された。

(3) 情報の提供・収集

内閣府では、我が国の障害者施策に関する情報提供のために、基本的枠組みである「第4次障害者基本計画」や「障害者白書の概要」の英語版を作成し、内閣府ホームページ(英語版サイトなど)にこれらを掲載している(詳細については内閣府障害者施策ページ(<https://www8.cao.go.jp/shougai/english/index-e.html>)を参照)。

また、「令和2年度障害者差別の解消の推進に関する国内外の取組状況の実態調査」の実施等を通じて、諸外国における合理的配慮の提供及び環境の整備に関する指針や取組の状況、障害者差別の解消の推進に関する地方公共団体の取組の状況など、国内外の障害者施策の動向について情報収集を行った。

TOPICS(トピックス) (29)

障害者権利委員会による第1回政府報告審査

2022年8月22日及び23日、国連欧州本部（スイス（ジュネーブ））にて、我が国に対する障害者権利条約の第1回政府報告の対面審査が行われた。この対面審査は一般的に建設的対話（constructive dialogue）と呼ばれており、同条約に基づく障害者の権利の実現のために、よりよい制度や環境の整備・改善を行うための前向きな協議の場といえる。

対面審査は2日間にわたり行われ、1日目の午後に3時間、2日目の午前に3時間に分けて実施された。我が国は、外務省始め関係府省庁からなる政府代表団を構成し、ジュネーブでの建設的対話に臨んだ。対面審査では、政府代表団の団長による発言の後、同委員会の委員から多くの指摘や質問が出され、政府として、関連の取組や措置等の我が国の取組について説明した。

政府報告審査は、政府以外の関係者も参加する仕組みが設けられている。例えば、障害者団体や市民社会団体は、同委員会が締約国に対して質問事項を提出したり、総括所見を公表する前に、同委員会の委員に対して意見書を提出することができる。また、対面審査は、現場での傍聴や国連TVのインターネット配信での傍聴が可能であり、国連公用語の通訳ほか、手話通訳や、日本政府が手配した日本語通訳の音声オンラインで配信された。その結果、今般の我が国の対面審査においては、多くの市民社会からの参加があった。

さらに、我が国では、障害者、障害者の自立・社会参加に関する事業の従事者及び学識経験者から構成される障害者政策委員会が、同条約第33条に規定されている条約の実施を監視するための枠組みを担っており、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて条約の実施状況を監視している。今般の政府報告審査に際しては、障害者政策委員会も、障害者権利委員会に対し我が国の取組の進捗状況や今後の課題に係る見解を提出するとともに、対面審査にも参加し、我が国の施策の実施状況に係る説明を行った。

対面審査を踏まえた障害者権利委員会による総括所見については、9月9日にアドバンス版が公表され、その後、10月7日に確定版が公表された。今般公表された総括所見の中では、情報の利用の容易さ（アクセシビリティ）、差別解消、バリアフリー、雇用促進及び文化芸術活動等の、障害者の権利を促進する法律やガイドライン等の幅広い施策の取組が肯定的な側面としてあげられた一方で、意思決定、地域社会での自立した生活、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）、精神障害者の入院、各種サービスや手続の利用及び配慮等、多岐にわたる事項に関し、同委員会としての見解及び勧告が含まれた。

障害者権利委員会による審査は、我が国の障害者施策を前進させる上で重要なプロセスであり、同委員会から示される建設的な助言や勧告により、一層充実した施策へと発展させる機会となると考えている。今般示された同委員会の勧告等については、関係府省庁において内容を十分に検討していく考えである。



(写真出典：UN Web TV, UN594th Meeting, 27th Session, Committee on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)より)

2. 国際協力等の推進

(1) 国際協力の基本的な方針

障害者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用等の広範な分野にわたっているが、我が国がこれらの分野で蓄積してきた技術・経験などを政府開発援助（ODA）などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てることは、極めて有効であり、かつ、重要である。協力を行うに当たり、対象国の実態や要請内容を十分把握し、その国の文化を尊重しながら要請に柔軟に対応することが大切である。このため、我が国は「障害者権利条約」第32条「国際協力」に基づき、密接な政策対話を通じ、対象国と我が国の双方が納得いく協力を行うよう努めている。また、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」、「日本NGO連携無償資金協力」等の活用を通じたNGOとの連携、JICA海外協力隊の派遣など開発途上国の草の根レベルに直接届く協力も行っており、現地の様々なニーズにきめ細かく対応している。

(2) 有償資金協力

有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。

(3) 無償資金協力

無償資金協力においても、障害のある人の利用に配慮した協力を行うとともに、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設の整備、移動用ミニバスの供与、障害者スポーツのための機材・施設整備等、毎年度多くの協力を行っている。2022年度においては、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」により26件、及び「草の根文化無償資金協力」により1件の障害者関連援助をNGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施した。また、2022年度には「日本NGO連携無償資金協力」により10件の障害者支援関連事業を採択した。

(4) 技術協力

技術協力の分野では、開発途上国の障害のある人の社会参加と権利の実現に向けて、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、障害のある人を対象とした取組に加え、開発プロセスのあらゆる分野において障害のある人の参加を支援するために、研修員の受入れや専門家及びJICA海外協力隊の派遣など幅広い協力を行っている。2022年度には「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加」を始め8つの本邦研修コースをオンラインも含めて実施し、研修員約100名を受け入れたほか、専門家6名、コンサルタント17名、言語聴覚士・理学療法士等のJICA海外協力隊66名の派遣などを行った。また、NGOや大学等を始めとする市民団体の発意に基づく事業を実施する「JICA草の根技術協力事業」を活用し、2022年度には、これまでに採択された案件計11件を継続して実施した。また、これら技術協力に日本及び開発途上国双方の障害のある人が参加し、中心的な役割を担うことを推進している。

技術協力プロジェクトでは、以下を含む5つのプロジェクトを2022年度に実施した。モンゴルでは、2021年2月より、「モンゴル国障害者就労支援制度構築プロジェクト」を開始し、障害のある人の就労支援事業の立案・拡大、就労支援に携わる人材の育成、企業等とのネットワークの強化及び企業、求職障害者双方に対する新たな就労支援事業の広報・啓発等を通じて、障害のある人の生計及び社会参加の向上を図っている。2022年には、同プロジェクトの下でジョブコーチ入門セミナーや企業啓発セミナー、ジョブコーチによる就労支援サービスのパイロットプロジェクトが実施されたほか、モンゴルにおける企業等での障害者雇用の優良事例をまとめてウェブサ

イトに掲載し、積極的な広報・啓発にも努めた。



左右ともにモンゴルでの障害者雇用に関する企業啓発セミナーの様子。
優良事例についてのプレゼンテーション等を実施。

また、スリランカでは、「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」を2019年3月から実施し、2022年度は延べ409名の行政官・校長・教員・保護者等に対して、インクルーシブ教育関連の研修を行うとともに、障害により就学が困難な子ども等のためのインクルーシブ教育アプローチの開発を行っている。さらに、ウズベキスタンでは、2021年11月から「就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト」が開始されており、就学前教育保育士・教員および初等第1学年担任教員を対象とするインクルーシブ教育に関する現職教員研修の制度的基盤が確立することを目指している。

(5) 国際機関等を通じた協力

援助対象国に対する直接的援助のほか、我が国では国連等国際機関を通じた協力も行っている。1988年度から2015年度まで国連障害者基金に対して継続的な拠出を行った。さらに、アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に対し、日本エスカップ協力基金（JECF）を通じた活動支援を実施しており、2017年には、障害のある人を包摂する津波防災のためのeラーニングツールの開発について5万ドルの支援、2018年には開発したツールの域内普及に向けて3万ドルの支援、2021年には開発したツールを活用し、ジェンダーの平等も考慮した障害のある人を包摂する津波防災に係る政策形成及び実施に向けて23万ドルの支援を行った。

■ 図表6-1 技術協力の状況（2022年度）

(1) 本邦研修（単位：人）

2022年度実施研修員受入れコース	107
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（A）」（使用言語：スペイン語）	21
課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（B（アジア））（C（中東・アフリカ））」（使用言語：英語）	16
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進（A）」（使用言語：英語）	6
課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進（B）」（使用言語：ロシア語）	5
課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」（使用言語：英語）	6
課題別研修「障害者就労促進」	7
課題別研修「インクルーシブ教育制度強化 ～障害のある子どもと共に学び共に生きる～」	13
青年研修「中南米／障がい者支援制度」コース	8
国別研修「エクアドル／地域における障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災の実施能力強化」	18
国別研修「パレスチナ／ユニバーサルツーリズムの促進」	7

注：課題別研修／国別研修／青年研修の受入人数。課題別研修への国別上乗せ研修は除く。2022年度における研修員受入れ実績には、オンライン実施による実績も含む。

資料：外務省

(2) ボランティア（単位：人）

JICA海外協力隊	66	
青年海外協力隊／海外協力隊	65	
内訳	長期派遣：1～2年	60
	障害児・者支援	23
	理学療法士	15
	作業療法士	14
	ソーシャルワーカー	5
	鍼灸マッサージ師	2
	言語聴覚士	1
	短期派遣：1ヵ月～1年未満	5
	障害児・者支援	2
	ソーシャルワーカー	1
	作業療法士	1
	理学療法士	1
	シニア海外協力隊	1
内訳	短期派遣：1ヵ月～1年未満	1
	障害児・者支援	1
日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊	0	
日系社会シニア海外協力隊	0	

注：障害児・者支援、理学療法士、言語聴覚士、鍼灸マッサージ師、作業療法士、ソーシャルワーカー、福祉用具、の7職種を障害者支援関連職種とし、2022年度（2022/4/1～2023/3/31時点）の新規派遣人数を計上。（短期ボランティアを含む。）上記の表に記載されていない職種については、2022年度現時点0名。

資料：外務省

(3) 技術協力事業

技術協力プロジェクト・個別専門家	専門家派遣 (直営) (人)	専門家派遣 (コンサルタント) (人)	研修員受入 (人)	機材供与 (百万円)
事業名				
モンゴル 障害児のための教育改善プロジェクト	0	4	0	0
モンゴル 障害者就労支援制度構築プロジェクト	0	4	18	0
ウズベキスタン 就学前教育におけるインクルーシブ教育実践強化プロジェクト	0	6	12	0
スリランカ インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト	0	2	0	0
スリランカ スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト	3	1	0	0
パラグアイ (個別専門家) 障害者の社会参加促進アドバイザー (フェーズ2)	1	—	0	0
南アフリカ (個別専門家) 障害児及び家族支援アドバイザー	1	—	0	0
タイ (個別専門家) インクルーシブで強靱な地域間協力のための障害者参加促進アドバイザー	1	—	0	0

注：専門家派遣（直営）及び専門家派遣（コンサルタント）の人数については、2021年度からの継続による専門家派遣（直営コンサルタント）及び2022年度の新規派遣（直営もしくはコンサルタント）の合計（実人数）。いずれも第三国人材の派遣は除く。「研修員受入」の人数は当該年度のみ集計。また、「研修員受入」については日本との遠隔研修を含めるが、協力相手国内もしくは第三国で実施された研修コースは除く。

資料：外務省

(4) 草の根技術協力事業（2022年度障害者支援関連事業）

対象国	案件名
コスタリカ	障害者の社会支援システム構築プロジェクト
イラン	イランのバリアフリー支援事業
セルビア	セルビアベオグラード市コミュニティレベルにおける知的障害者の自立を支援する事業
スリランカ	あんまマッサージ指圧訓練コースの設立・運営による視覚障害者の雇用促進事業
インドネシア	中部ジャワ州スラカルタ市「自閉症教育」の人材育成事業
ラオス	知的・発達障害を持つ子供の社会的自立を目指したインクルーシブ教育・就労支援の実践
ネパール	カトマンズの病院における難聴患者の意思疎通支援パイロットプロジェクト
ペルー	ペルーにおける障害児スポーツ指導力強化および普及促進プロジェクト
ベトナム	ホーチミンの枯葉剤被害障害者のための職業訓練モデル開発プログラム
ベトナム	ベトナムの喉摘失声者に対する食道発声教室開設と発声訓練体制の確立
カンボジア	車椅子整備・修理技術及び広報技術向上による女性障がい者の自立支援プロジェクト

資料：外務省

■ 図表6-2 日本NGO連携無償資金協力（2022年度障害者支援関連事業）

（単位：円）

実施国／地域	契約額	事業名
トーゴ	70,415,872	モー県およびバサル県におけるインクルーシブ教育推進事業
ベトナム	12,551,112	キンザン省、チャビン省の小学校、幼稚園のインクルーシブ教育研修システムの構築事業
タジキスタン	30,426,948	インクルーシブ教育推進のための教職課程構築事業
パキスタン	50,971,079	ハリプール群とアボタバード群の小学校における、インクルーシブ教育推進事業
モンゴル	85,066,847	モンゴルにおける義務教育期間を通じた切れ目のないインクルーシブ教育推進事業
ラオス	25,589,304	フアバン県ビエンサイ村のPPT（Pro-Poor Tourism）戦略アプローチによるインクルーシブな地域活性化事業
ラオス	34,729,884	ラオスにおける障がいインクルーシブな地域社会推進事業
ミャンマー	45,592,275	カレン州バアン地区におけるインクルーシブ教育支援事業
ミャンマー	36,690,960	ヤンゴン地域におけるインクルーシブ教育推進体制構築事業
レバノン	64,880,910	ベイルート県及び山岳レバノン県における障がい児など多様な子どもへの教育支援事業

資料：外務省

TOPICS(トピックス) (30)

インクルーシブ教育をモンゴル全土へ普及推進

独立行政法人国際協力機構（JICA）によるモンゴルに対する技術協力「障害児のための教育改善プロジェクト（以下本章では「START」という。）」を紹介する。日本から北西へ約3,000km、直行便で約5時間半に位置する内陸国のモンゴルは、日本と同じ東アジアに属する。国土は日本の約4倍（約156万km²）、人口は約330万人ほどである。日本とは2022年に外交関係樹立50周年を迎え、深いつながりがある国の一つである。

そのモンゴルにおいて、STARTは2015年より開始され、2フェーズにわたって実施されている。モンゴル政府は、2003-2008年に「インクルーシブ教育国家プログラム」を実施し、教育法、初等中等教育法、障害者社会保障法が改正、就学前教育法が制定され、障害児の教育を受ける権利保障に関する条項が盛り込まれるなど様々な取組を推進してきた。しかし、START開始前後の総就学率は、初等教育約100%（2015年）、中等教育約92%（2010年）であったのに対し、障害のある子どものうち、幼稚園や小学校に就学できたのは約40%（2016年）、中等教育まで進むことができていたのは約14%（2016年）に限られていた。その背景としては、障害や発達の遅れが分かっていたとしても必要な発達支援が受けられないこと、家族支援の仕組みがないこと、学校の受入れ体制が整っていないこと等が、子どもたちの就学を困難にしていたこと、また、就学ができたとしても、ニーズに応じた教育を受けることができず、中退してしまうケースも少なくなかったことがあげられる。

こうした状況下において、2015年から2019年に実施したSTARTのフェーズ1は、ウランバートル市バヤンゴル区・フグブスル県を対象地域とし、障害児に対する診断・発達支援・教育のモデルが構築されることを目標として実施された。具体的には、パイロット地域において、障害児のための包括的な発達支援のハンドブックの作成や1歳6か月児健康診査の導入や母子健康手帳の活用促進を行ったほか、同地域内における発達支援計画策定に係る能力強化として、事例検討会の開催や発達支援のための親子教室等を実施した。一方、14校をパイロット校として、個別教育計画作成や教員研修、校内での事例検討会といったパイロット活動を通じた障害の早期発見・介入の体制の整備を行い、障害児に対する診断・発達支援・教育のモデルの構築を図った。

現在、STARTは2020年よりフェーズ2に入り、フェーズ1の取組を踏まえ、2～16歳の障害児のための発達支援・教育サービスがモンゴル全土に普及することをプロジェクト目標として実施されている。プロジェクトの取組として、全国の障害児の保健・教育・社会保障支部委員会の教育担当の能力強化に加え、インクルーシブ教育モデルを作り、そのモデルやフェーズ1の成果の普及のため、インクルーシブ教育担当官に対しての研修も実施している。COVID-19の影響を受け、モンゴルでは、約1年半の学校休校期間があった。その状況においても、映像教材の活用やオンライン研修等、プロジェクトの推進を図っている。フェーズ2のプロジェクト期間は2024年までとなっているが、モンゴルの関係者と連携し、引き続き目標達成に向けてプロジェクトを推進していく。

【モニタリング対象校での障害児が在籍するクラスでの活動】



資料：独立行政法人国際協力機構（JICA）